

令和6年度第1回宮古島地域連絡会議事録

年月日：令和6年10月2日（水）

場 所：市役所2階会議室②

出席者：「資料5」に記載の委員、欠席：友利雅巳委員

概 要：「資料1」の会次第に沿って連絡会を実施。議事の概要については以下のとおり。

【議題 事前地域連絡会における意見・要望について】

- 上野地区、城辺地区、ミサイル基地いらない住民連絡会、自衛隊協力会などの各団体からの意見・要望について「資料2」のとおり回答。

【質疑】

- 委員から、自治会によっては毎年会長が交代することもあり、詳しい引継ぎが行われない場合もあるため、地域連絡会に関する資料は前回分も含めてその都度、配布してほしい旨の要望あり。
- 事務局から、次回から要望のとおり、その都度配布する旨回答。
- 委員から、事務局において駐屯地から上野小学校までの道路街路樹の剪定については、県管轄との回答があったが、反対側の防風林は市の管轄であると思うので連携して対応してほしい旨の要望あり。
- 座長から、県道街路樹の剪定については県土木事務所に連絡しており、反対側の防風林については、庁内において所管課を確認し対応する旨回答。

【その他 防衛力整備に係る令和7年度概算要求について】

沖縄防衛局より以下の説明

- 資料①「令和7年度概算要求における陸上自衛隊宮古島駐屯地等に係る施設整備等について」

[宮古島駐屯地]

電子戦部隊配備に関連する隊庁舎の整備、通信電子機材保管庫新設、駐車場の新設、レンジャー訓練塔の新設

[保良訓練場]

整備場新設、外柵整備等

[宮古島分屯基地]

固定式警戒管制レーダー（FPS-7）の能力向上、警戒管制レーダーの遠隔制御機能付加

- ・ 宿舎整備については、航空自衛隊の野原宿舎・新里宿舎、陸上自衛隊の千代田宿舎・平良第1宿舎・友利宿舎の約270戸の宿舎整備を実施してきたところ。
- ・ 現在、市役所近郊の平良第2宿舎及び保良宿舎の整備について、所要の作業を進めているところ、当該宿舎が完成すれば約330戸となる予定。
→ 質問等なし。

●資料②「令和6年度日米共同統合演習(実働演習)「Keen Sword 25」について

・宮古島市においては、令和6年10月23日～11月1日までの予定で訓練を計画。宮古島市での訓練に米軍は参加しない。

[実施場所]

陸上自衛隊宮古島駐屯地、保良訓練場、航空自衛隊宮古分屯基地、平良港

[参加部隊]

陸上自衛隊は宮古島警備隊、第7地对艦ミサイル連隊、西部方面システム通信群、地对艦ミサイル部隊など

航空自衛隊は中部高射群第2整備補給隊など

[訓練内容]

宮古島駐屯地への地对艦ミサイル部隊等の機動展開訓練、対艦戦闘訓練および対空戦闘訓練、保良訓練場において通信訓練、宮古島分屯基地における基地警備訓練、平良港を使用したPFI船舶による部隊輸送等を計画

[その他]

今回の日米共同訓練において宮古島市に米側がはいつてくる予定はない

大型車両の運行に当たっては、通勤通学時間帯を避け、車両を分散して走るなど、地元への影響が最小となるよう配慮をしながら、交通安全に万全を期して進めていく
→ 質問等なし。

●宮古島市で実施している周辺整備事業について以下のとおり説明。

[し尿処理施設（荷川取地域）]

令和5年12月に本体工事着手、令和6年度の完成に向けて事業を実施中

[水道施設（野原及び友利地域の配水池）]

令和6年1月に本体工事着手、令和6年度の完成に向けて事業を実施中

[水道施設（袖山硬度低減化施設）]

令和3年10月に更新工事着手、令和8年度完成に向けて事業を実施中

[屋外運動場（伊良部島）]

メイングラウンド、サブグラウンド、多目的運動場、投球練習場などの整備は令和5年10月に完了。引き続き多目的運動広場の整備も計画しており令和6年3月に実施設計に着手し9月に完了しており、令和7年度の完成に向けて事業を実施中

[体育館（東仲宗根地区）]

令和6年3月に既存施設の解体設計などに着手しており、8月末に完了。今年度から解体工事及び実施設計を予定しており令和9年度の完了に向けて事業を進めていく

→ 質問等なし。

【その他 電子戦部隊配備に関連して市の意見】

座長から沖縄防衛局に対し、

- ・ 令和6年度に計画されている電子戦部隊の配備に関し、本市市議会においても市民への丁寧な説明を求めて意見書が採択されている。
 - ・ また、市長も丁寧な説明を求める要望書を提出しているところである。
 - ・ 一方、防衛省は「地域連絡会において説明を行っており、改めて説明会を開催する予定はない。」としている。
 - ・ 防衛局の対応は、市として納得できるものではないため、改めて防衛省に適切な対応を求める。沖縄防衛局、宮古島駐屯地、宮古島分屯基地へ直接質疑したいとの要望もあることから、何らかの対応を検討願いたい。
- 旨の意見あり。

以上

宮古島地域連絡会

会 次 第

日時：令和6年10月2日(水)18:00～

場所：宮古島市役所2階会議室②

1 開 会

2 議 題

(1) 事前地域連絡会における意見・要望について（資料2）

3 その他

(1) 防衛力整備にかかる令和7年度概算要求等（沖縄防衛局）

4 閉 会

宮古島地域連絡会意見・要望事項等一覧(自治会及び市民団体等からの要望)

1 自治会及び市民団体等からの意見・要望事項

番号	意見・要望事項	回答機関	頁
1	自衛隊活動及び自治会内道路へのケーブル埋設工事等について 【上野地区自治会／野原・千代田・豊原・高田自治会】	報告のみ	2
2	自衛隊員の募集及び自衛隊活動等について 【宮古地区自衛隊協力会、宮古地区自衛隊家族会、隊友会沖縄県宮古支部】	宮古島駐屯地 市地域振興課 市秘書広報課	4
3	自衛隊隊員宿舎建設及び自治会活動への支援について 【城辺地区自治会／保良・七又・友利自治会 保良有志会 】	沖縄防衛局	7
4	電子戦部隊の配備、自衛隊活動及び地域連絡会の運営等について 【ミサイル基地いらない住民連絡会】	沖縄防衛局 宮古島駐屯地 市防災危機管理課 市秘書広報課	9

(意見・要望事項提出様式)

(団体名 : 上野地区自治会)
野原、千代田、豊原、高田自治会

意見・要望事項 (タイトル)	自治会内道路へのケーブル埋設工事について
意見・要望の 内容	NTTのケーブル埋設工事が、自治会に説明無く予定されており、困惑している。NTTより受注している事業者は、空自宮古島分屯基地から陸自宮古島駐屯地までの測量を実施していることから、自治会としては電子戦部隊に関連している工事と考えており、反対の声が多い。



意見・要望に対する 回答	【報告のみ】 沖縄防衛局及び宮古島駐屯地に確認を行ったところ、当該事業については防衛省の所管外であるとのこと。
-----------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	自衛隊活動について
意見・要望の 内容	空自宮古島分屯基地におけるヘリの離発着は自治会との約束通り自治会上空は飛行しておらず、離発着件数も減少している。 千代田の隊員官舎に居住する隊員や家族等とは、地域行事などに積極的に参加してもらったり、自治会公民館でのイベント開催など交流がある。 自衛隊の訓練や活動等に対し自治会内で特に苦情などは特に無い。 自衛隊は、自治会行事等に協力的で感謝している。



意見・要望に対する 回答	【 報告のみ 】 自治会の感想・報告となっており回答を要しない。
-----------------	-------------------------------------

意見・要望事項 (タイトル)	自治会活動への支援について
意見・要望の 内容	自治会公民館が老朽化しており、建替への支援を要望したい。



意見・要望に対する 回答	【 報告のみ 】 意見・要望内容が地域連絡会における意見交換事項に該当しない。 ※別途担当部局に情報共有する。
-----------------	---

意見・要望事項 (タイトル)	自治会内の生活環境について
意見・要望の 内容	陸自宮古島駐屯地から上野小中学校までの県道において、街路樹が道路側まで繁茂し、自衛隊等の大型車両は中央線をはみ出るので、道路側の剪定をお願いしたい。



意見・要望に対する回答	<p>【 報告のみ 】</p> <p>意見・要望内容が地域連絡会における意見交換事項に該当しない。</p> <p>※県道であるが、市道路建設課より沖縄県宮古土木事務所へ伝達。</p>
-------------	---

(意見・要望事項提出様式)

(団体名 : 宮古地区自衛隊協力会等)
自衛隊協力会、自衛隊家族会、隊友会宮古支部

意見・要望事項 (タイトル)	自衛隊活動について (→宮古島駐屯地)
意見・要望の 内容	多良間での災害訓練の話聞いたが、宮古島においても同様の訓練を実施して欲しい。 宮古島駐屯地については行事等で地域に開放し、積極的に交流した方が良く考えており、自衛隊と共に活動している私たちとしては、地域住民が自衛隊に期待する防災等、関連する事業の積極実施を求める。 一方で、空港等への送迎で自衛官がヘルメットを装着したまま空港に入ってくるのは違和感があるのでやめて欲しい。



意見・要望に対する 回答	【 宮古島駐屯地 】 ○宮古島島内においても、駐屯地創立以降、美ら島レスキュー等過去15回、自衛隊独自及び市と連携した防災訓練に加え、多良間島で実施したような徒步行進訓練も実施しております。今後も地域(自治会)の要望を踏まえつつ内容について検討して参ります。 ○また、地域との交流に関しては、駐屯地記念行事等で地域に開放し交流を図っており、駐屯地が運営するHPやX(旧Twitter)で周知していますが、あらゆる手段をもって地域との交流を図るとともに、当該内容を情報発信していきます。 ○平素における室内でのヘルメットの着用については、駐屯地としても、好ましくないと認識しております。今一度、駐屯地隊員に対して、ヘルメットを取ることを指導して参ります。
-----------------	---

意見・要望事項 (タイトル)	自衛隊員の募集について
意見・要望の 内容	自衛隊員の募集については、市も積極的に広報して欲しい。



意見・要望に対する 回答	【 地域振興課 】 自衛官募集の広報としましては、本年7月1日から9月3日までの間、庁舎にて懸垂幕掲揚を行っているところです。加えて、募集パンフレット等を配置するとともに、庁舎内募集ブースの設置に協力しており、適宜対応しています。
-----------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	自衛隊活動への市の協力について (→秘書広報課)
意見・要望の 内容	自衛隊が自衛隊施設外で行う徒歩行進訓練などについて、市は前向きに許可してもらいたいことと、自衛隊関係のイベントには、市長が積極的に参加するようにして欲しい。



意見・要望に対する回答	<p>【 秘書広報課 】</p> <p>自衛隊が自衛隊の施設外で訓練を実施する場合には、地域住民の生活に影響が無いよう配慮すべきと考えています。地域に丁寧な説明を行った上で、理解が得られていれば訓練実施を制限することはありません。</p> <p>自衛隊主催イベントに限らず市長の行事等への参加については、目的や内容などをもとに日程調整を行い、参加の可否を判断して参ります。</p>
-------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	構成団体の取組について
意見・要望の 内容	隊員と地域の交流を進めるため行事を企画実施していきたいと考えており、その際は行政とも連携していきたい。



意見・要望に対する回答	<p>【 報告のみ 】</p> <p>構成団体の報告となっており回答を要しない。</p>
-------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	特定利用港湾について
意見・要望の 内容	政府が進めている「特定利用港湾」の指定に向けて、宮古島市は積極的に動いて欲しい。



意見・要望に対する回答	<p>【 報告のみ 】</p> <p>意見・要望内容が地域連絡会における意見交換事項に該当しない。</p>
-------------	---

意見・要望事項 (タイトル)	市内の生活環境等について
意見・要望の 内容	<p>一週道路で街路樹が繁茂しており、自衛隊の大型車両の通行に支障があるので、剪定して欲しい。</p> <p>駐屯地で隊員増えることから、野原地区に集落排水を導入できないか。</p> <p>防災危機管理課等関係機関と自衛隊担当者間の交流ができないか。</p>



意見・要望に対する回答	<p>【 報告のみ 】</p> <p>意見・要望内容が地域連絡会における意見交換事項に合致していない。</p>
-------------	---

(意見・要望事項提出様式)

(団体名 : 城辺地区自治会)
保良、七又、友利自治会及び保良有志会

意見・要望事項 (タイトル)	自衛隊隊員宿舎建設について (→沖縄防衛局)
意見・要望の 内容	地域の過疎化が進んでおり隊員宿舎の早期建設望んでいる。地域は受け入れる環境作りに取り組んでいくので、隊員宿舎建設の進捗状況を教えて欲しい。



意見・要望に対する 回答	【 沖縄防衛局 】 地域において、隊員等を受け入れる環境作りをしていただけるとのこと、感謝申し上げます。 ご質問のありました保良地区における宿舎建設工事の進捗ですが、現在、工事の入札手続き中であり、土木工事が10月中旬、建築及び電気・機械工事が11月上旬にそれぞれ開札を予定しています。 当初完成予定を令和9年春頃としておりましたが、地元の皆様からの早期完成のご要望を受け、令和8年夏頃の完成に向けて、工事契約後は、速やかに工事に着手する予定としており、可能な限り早期に居住が開始できるよう、引き続き努めてまいります。
-----------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	自衛隊活動について
意見・要望の 内容	一部住民が自衛隊車両を止めて渋滞が発生しており警察に相談している。 自衛隊の訓練については、自治会長宛にその都度連絡が来ており、情報は反対している方々にも共有している。 宿舎にいる隊員が自治会(44世帯)の班長になるなど協力的で、隊員が自治会の草刈りをしてもらったりして助かっている。



意見・要望に対する 回答	【 報告のみ 】 自治会の感想・報告となっており回答を要しない。
-----------------	-------------------------------------

意見・要望事項 (タイトル)	自治会活動への支援について
意見・要望の 内容	日曜市が開催できる広場、防災備蓄、長期滞在できるコミュニティ施設について、自治会負担がないような形での建設を要望したい。 公民館の修繕費、空調設備に対し、市は支援できないか。



意見・要望に対する回答	【 報告のみ 】 意見・要望内容が地域連絡会における意見交換事項に該当しない。 ※市関連部署において別途対応中
-------------	---

意見・要望事項 (タイトル)	自治会内の生活環境について
意見・要望の 内容	保良訓練場から旧公民館の道路を拡幅してほしい。 若者定住の観点から子どもが遊べるような施設は必要であると考えているが、既存の保良川施設は水質の問題があるので、市で対応してほしい。



意見・要望に対する回答	【 報告のみ 】 意見・要望内容が地域連絡会における意見交換事項に該当しない。 ※市関連部署(道路建設課、観光商工課)へ意見要望内容を伝達。
-------------	--

(意見・要望事項提出様式)

(団体名 : ミサイル基地いらない住民連絡会)

意見・要望事項 (タイトル)	電子戦部隊について (→沖縄防衛局)
意見・要望の 内容	電子戦部隊配備について、市民説明会を開催することを防衛省へ強く求める。



意見・要望に対 する回答	<p>【 沖縄防衛局 】</p> <p>宮古島駐屯地への電子戦部隊の配備を進めていくにあたっては、丁寧な説明や適切な情報提供を行っていくことは大変重要と考えており、本年3月の本連絡会の場において、配備の概要や関連する施設の整備などについて、ご説明させていただきましたところ。</p> <p>また、前回の連絡会でご説明させていただいた資料については、宮古島市において、市民に対する丁寧な説明を図る観点から、市のウェブサイトにて公開していると承知しております。</p> <p>防衛省としては、現時点において、住民説明会を行う予定はありませんが、本連絡会の場において情報提供を行っていくなど、宮古島市とも緊密に連携しつつ、しっかりと取り組んでまいります。</p>
-----------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	自衛隊活動について (→宮古島駐屯地)
意見・要望の 内容	<p>銃の携行に関しては、1年前から携行しないように要望質問しているが回答がないので再度回答を求める。</p> <p>自衛隊大型車両の通学路走行について、近隣住民は危険だと考えていることから、上野小中学校の通学路を通らないで欲しい。</p> <p>基地施設外での軍事訓練や、ミサイル車両・戦闘車両の走行訓練について、これまでも実施しないよう求めており、特に軽装甲機動車については市街地を走行する必要は無いと考えているが、走行を確認しているのを止めて頂きたい。</p>



	<p>【 宮古島駐屯地 】</p> <p>○警備について、その詳細を申し上げることはできませんが、施設等防護のため、個別具体的な状況や施設に応じ、小銃の携行を含め、必要な警備態勢をとっており、これは、自衛隊法第95条及び同95条の3に基づくものです。</p> <p>また、駐屯地警備における小銃の携行につきましては、上</p>
--	---

意見・要望に対する回答	<p>級部隊の方針に基づき、歩哨に小銃を携行させることを基準とするよう統制し、各駐屯地司令の権限において保持しているものです。</p> <p>駐屯地警備における小銃の携行は、駐屯地警備任務を遂行する上で必要なことであり、ご理解いただきたいと思えます。なお、地域住民の方々に不安を抱かせることのないよう、安全管理に関する教育・指導は、これまで同様に万全に実施しております。</p> <p>○災害を含む各種事態に即応するため、島内のあらゆる地域に各種車両をもって迅速に機動する必要性から、各地域の道路の特性を把握するとともに、操縦練度の維持・向上させる必要があることをご理解下さい。</p> <p>引き続き、道路交通法等の法令を遵守するとともに、通学時間帯の回避、集落内を走行する際の速度減速と混雑緩和に努めるなど、地域の皆様への影響を局限するよう留意します。</p>
-------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	国民保護法について
意見・要望の内容	国民保護法に基づく宮古島市の避難計画について、市民にも説明して欲しい。



意見・要望に対する回答	<p>【 市防災危機管理課 】</p> <p>令和4年度から、国、県、先島市町村、関係機関等で実施しています「沖縄県国民保護意見交換会」では、住民等を島外へ避難させる事を想定し、輸送手段の確保や要配慮者への対応、受入先自治体との調整など、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」に基づき作成された、各組織が保有する国民保護計画等も確認しながら、様々な事案について議論しております。</p> <p>市民への説明については、規模や方法など、その在り方について検討している段階ですので、適切な時期を見極めながら対応してまいりたいと考えています。</p>
-------------	---

意見・要望事項 (タイトル)	地域連絡会の運営について (→秘書広報課)
意見・要望の 内容	<p>地域連絡会は宮古島市が市民の声を聴き、防衛省(沖縄防衛局)に要望するという仕組みになっておらず、防衛省の意向に沿う代行機関になっている。地域連絡会から防衛省・自衛隊を除き、平和運動市民団体を参加させて欲しい。</p> <p>また、地域連絡会の会議録は、公開までに時間がかかるため、地域連絡会に参加または傍聴させてほしい。</p>



意見・要望に対する回答	<p>【 秘書広報課 】</p> <p>地域連絡会は、事前地域連絡会において市が市民の意見要望を受け、本会において防衛省や市など関係機関が回答を行う形になっており、防衛省の代行機関というご指摘は当たらないと考えております。</p> <p>地域連絡会から防衛省と自衛隊を除いてほしいとの要望については、防衛省や自衛隊を除くことにより、会の目的が達成できないことから困難であります。</p> <p>また、地域連絡会は委員相互間における忌憚のない意見交換等が活発に行われる事が望ましいと考えており、公開により地域の自治会代表である委員等の発言に制限を及ぼす可能性があることから、市民の傍聴については困難であると考えております。</p>
-------------	---

意見・要望事項 (タイトル)	特定利用空港・港湾について (→沖縄防衛局)
意見・要望の 内容	<p>宮古空港、下地島空港、平良港が「特定利用空港・港湾」にならないよう、軍事利用されないように、市は県や国に対処して欲しい。</p>



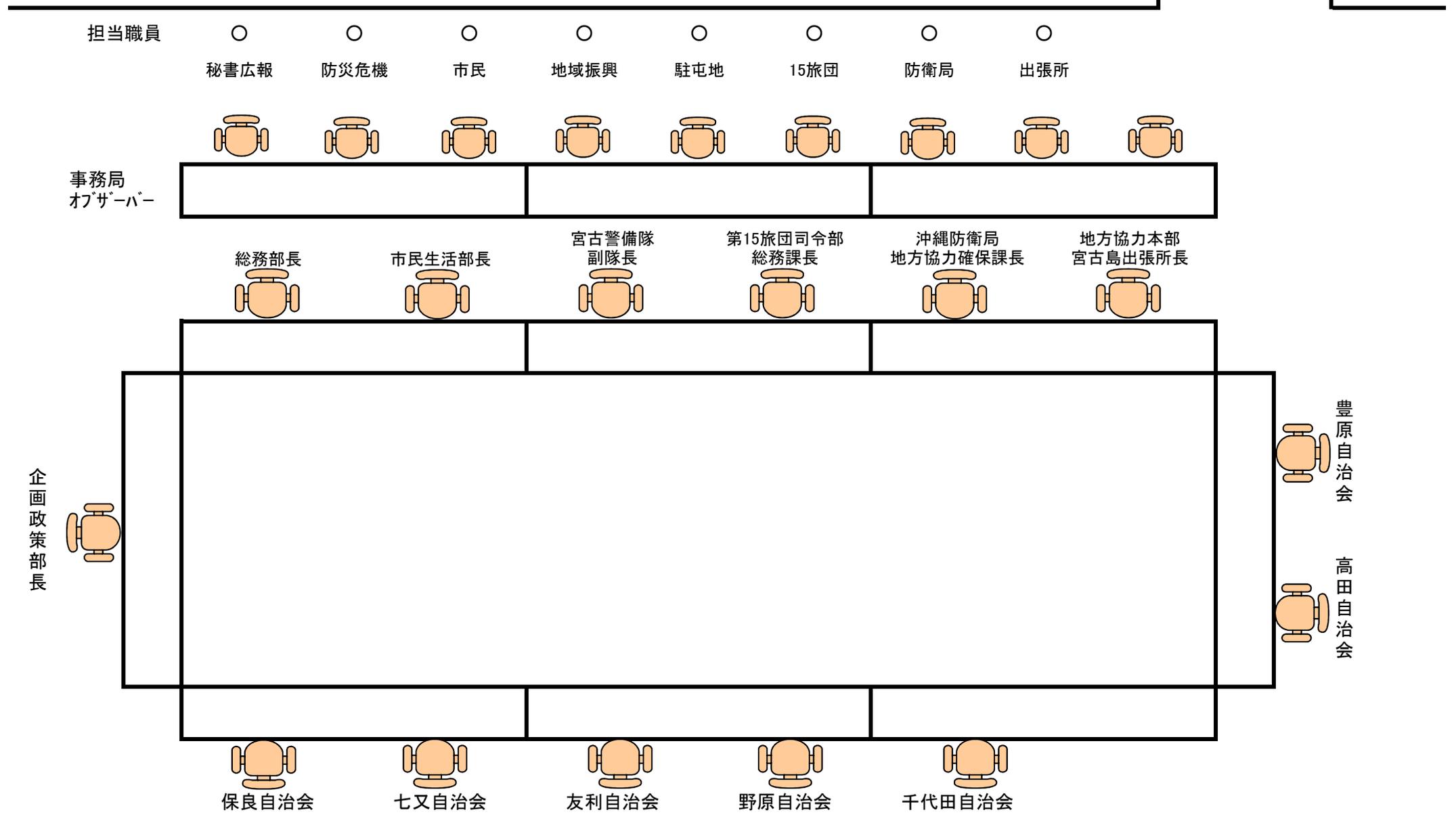
意見・要望に対する回答	<p>【 報告のみ 】</p> <p>意見・要望内容が地域連絡会における意見交換事項に該当しない。</p>
-------------	--

宮古島地域連絡会(第1回) 配席図 R6.10.2

資料3

宮古島市役所2階会議室②

出入口



宮古島地域連絡会名簿

No.	名前	所属	役職
1	マルヤマ ヤスノリ 丸山 泰則	陸上自衛隊宮古警備隊	副隊長
2	ナカハシ シンイチ 中橋 慎一	陸上自衛隊第15旅団司令部	総務課長
3	タムラ モイチ 田村 茂一	自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所	所長
4	ホシ カズアキ 星 和彰	沖縄防衛局企画部地方調整課地方協力確保課	課長
5	スナカワ ハルミ 砂川 春美	保良自治会	会長
6	オガワラ マチコ 小河原 眞智子	七又自治会	会長
7	トモリ マサミ 友利 雅巳	友利自治会	会長
8	シモジ ヒロシ 下地 広志	千代田自治会	会長
9	スナカワ ナオキ 砂川 直紀	野原自治会	会長
10	クニナカ トモハル 國仲 智治	豊原自治会	会長
11	タイラ ヨシアキ 平良 吉昭	高田自治会	会長
12	クガイ ジュネチ 久貝 順一	宮古島市企画政策部	部長
13	ヨナハ カツシゲ 與那覇 勝重	宮古島市総務部	部長
14	カリマタ ヒロユキ 狩俣 博幸	宮古島市市民生活部	部長

宮古島地域連絡会設置要綱

令和5年2月28日

(目的)

第1条 宮古島地域連絡会（以下「連絡会」という）は、市内に所在する防衛施設の運用及び市内における自衛隊の活動について、宮古島市民と自衛隊が情報共有及び意見交換を行い、より良い関係を構築することを目的とする。なお、本連絡会は、累次の機会に行う相互の情報共有及び意見交換を妨げない。

(事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について情報共有と意見交換を行う。

- (1) 宮古島市内（特に防衛施設の敷地外）で行う自衛隊の訓練に関する事項
- (2) 災害派遣（救急及び救助活動を含む）に関する事項
- (3) 防災対応に関する事項
- (4) 地域交流に関する事項
- (5) 自衛隊の広報及び募集に関する事項
- (6) その他必要な事項

(組織)

第3条 連絡会に、座長及び委員を置く。

2 座長は、宮古島市長が指名した者をもって充て、会務を総理する。

3 委員は、次に掲げる組織の長がその中から指名した者をもって充てる。

- (1) 宮古島市
- (2) 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- (3) 陸上自衛隊第15旅団司令部
- (4) 自衛隊沖縄地方協力本部
- (5) 沖縄防衛局
- (6) 防衛施設等の所在自治会（千代田、保良、七又、野原、豊原、高田、友利）
- (7) その他、全ての委員が同意し、座長が必要と認める行政機関及び関係自治会

(会議)

第4条 連絡会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年度2回とし、座長が招集する。

3 臨時会は、必要であると認める場合において、座長が招集する。

4 前条第3項各号に掲げる委員が、やむを得ず会議に出席できない場合には、その代理人を出席させることができる。

5 連絡会において必要があるときは、関係者の出席を求め、意見等を求めることができる。

(議事録)

第5条 連絡会の議事については、座長が書面をもって議事録を作成し、全ての委員の同意を得てこれを公開することができる。

2 議事録は、次に掲げる内容とする。

(1) 連絡会を開催した年月日及び場所

(2) 連絡会に出席した委員等の役職及び氏名

(3) 議事の概要

(事前地域連絡会)

第6条 連絡会は、宮古島市が同会の目的等の周知及び防衛施設周辺住民等の意見、要望等を聞き取るため、事前地域連絡会を設置する。

(準備会)

第7条 連絡会は、宮古島市が収集した防衛施設周辺住民等の意見、要望等について、対応方策等を調整するため、準備会を設置する。

(事務局)

第8条 連絡会の運営に係る事務局は、宮古島市秘書広報課内に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が連絡会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。

宮古島地域連絡会 体系図

